

東京税財政研究センター

会報

NO.138

2026・1・15

発行人 岡田俊明

東京都新宿区北新宿1-8-16

けんせつプラザ802号室

TEL 03(3360)3871

FAX 03(3360)3870

E-mail tzzkc@nifty.com



明石海峡大橋

春迎

年頭の
理事長挨拶

日本の税制と 税務行政を変える



岡田俊明理事長

新年あけましておめでとうございます。

新年早々の、米国の直接的軍事力行使によるベネズエラ大統領拘束という、19世紀

的侵略行為に腹立たしい思いです。

波乱の年明けに、不確実性が高まり、世界がカオスの状態におかれつつある状況下ですが、私どもはしっかり地に足をつけて、進んでまいりたいと思います。

税制の歪みを正す

東京税財政研究センターは、税制と税務行政の民主化、納税者の権利擁護を掲げて研究活動してきました。高市政権の「責任ある積極財政」の下で

は、大企業と資産家・高額所得者優遇の歪んだ税制は改められることはなさそうです。

政府の「令和8年度税制改正の大綱」は、両院での自民党過半数割れの状況下での、野党の一部取り込み、政策丸呑みによる妥協的打算の内容になっていますが、税制の基本問題は解決なしの内容です。

その政権下で、税務行政はどこに行こうとしているのか。これを明らかにする作業が、当センターに求められていると考えています。会員の皆さんのお力に期待する次第です。

税務行政の現在

現在の我が国の税務行政を特徴づけるために、今起きていることを確認してみたいと思います。

財務省と国税庁は一体で、納税者の権利を制限（課税庁を有利に）する法改正を進めています。加算税のしくみを複雑にし、（次ページへ）

(前ページより)

ペナルティを強化しています。税理士法改正で税理士以外の納税者を罰する道(納税相談禁止命令制度)を開きました。さらには、行政制裁以外の方法まで動員して納税者管理強化を図ろうとしています。

また、今年9月には、KSK2が稼働し、デジタル庁提供のGSS(ガバメントソリューションサービス)上ですべての納税者がオンライン税務調査の対象とされます。「税務DX」を掲げる国税庁は、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化」にとどまらず、「税理士業務のデジタル化」「事業者のデジタル化」をも図ろうとしています。その核となるのが、デジタルインボイス(Peppol)であることに留意したいと思います。デジタルシームレス(取引から会計・税務までのデジタル化)が想定されています。

そして、税務調査については、「無予告現況調査」「質問応答記録書」「広域運営」「組織的調査」や、「預貯金照会システム」による反面調査の日常化等々が顕著になり、税務署長の権限を弱体化させ権力を集中して、納税者に対する徴税機関の優位性を高める方向を示唆していて、権力的で乱暴な税務調査展開が危惧されています。

これらの結果として、これまで保持されてきた納税者サービスがことごとく後退の局面に立たされています。申告書等の税務書類の提出は、窓口での手渡しではなく

「投函箱」への投入を求め、收受印押捺は廃止、税制度に関するパンフ・リーフ類の窓口配付はQRコード掲示に代わり、確定申告期においては申告書用紙等を求めても一人1部に制限とするといわれています。税務署等の作成会場での確定申告書作成は、原則スマホ入力・申告となり、自宅等からのe-Tax・eLTAX送信と税理士代理送信を推奨しています。小規模事業者やサラ

リーマン還付申告者等への相談サービス業務の後退(切り捨て)が顕著になっています。税理士の下請化も危惧されています。

対等性の獲得へ

現局面では、税務DXは、デジタル化の強制を伴う、納税者サービスカットの進行に特徴づけられます。納税者と税務当局との「対等性」が求められているのに対し、実際には、税務当局の圧倒的優位性の確立が目標とされているように見えます。

このような行政スタイルは、「ハードアプローチ」と呼ばれる手法で、国際的にみても圧倒的少数派に属します。これに対しては、納税者支援の仕組みをベースにする「ソフトアプローチ」の税務行政こそが重要ということになります。納税者を主体とする考え方を徹底させること、カスタマーサービスの徹底で、これまでの日本の税務行政を納税者サイドからのみならず、行政内部からも、その「文化を変える」壮大な取り組みによって、まさに税務行政の民主化、税務行政への国民参加が可能となります。そのためには、行政組織のあり方までも検討課題としなければならないでしょう。

あわせて、OECDが「税務行政3.0」を提唱しており、税務行政のデジタル化のビジョンを示している点にも留意しておきたいと思います。

納税者運動の黎明期を

このように日本の税務行政を概観すると、我々が取り組むべき課題はかなり大きなものとなります。納税者の主体的運動の勃興が期待されます。当センターは、そのことに寄与していきたい、これを年初にあたっての抱負と致します。

会員のみなさんの活躍を祈念して、新年のご挨拶といたします。



「東京局が調査事務で指示していること」は何？

「KSK2」導入迫り、
急激に進められる合理化

第71回「公開講座」は11月25日（火）水道橋「全水道会館」に65名の参加で行われました。

国税庁、国税局の機構改革、急激な電子化の推進など課税庁が大きく変化しています。その現状は憲法に定める「自主納税制度」の主体となる納税者を差し置いて進められています。KSK2導入が迫る中、課税庁の事務運営がどう変化しているのか、行くのか分析してみました。当局の開示資料を解説付きで提供。報告には3人の講師が当たりました。国税当局が「納税者に対してやろうとしていることは何か」について

個人課税部門

最初は個人課税について千田範道会員（写真下）

現在の調査実績は「所得」より「税額」重視が求められ、実務でも「重加算税賦課」など強権的な調査が重視されてきている。無申告調査を強調している。税理士に対しても厳しい対応を示し、税理士を委縮させ「課税庁の下請け化」を進めるのではないかの懸念がある。また、急激なテンポで進められる種々の内部事務のセンター化は納税者に混乱をもたらし、税務行政に対する責任者（一般は納税地の所轄税務署長）の不明確化などが問題になっている、などを報告。

資産課税部門

次に資産課税について青木健男会員（写真右上）が報告。



調査事務では個人課税同様に「追徴税額の最大化」と露骨な実績主義を掲げ、国際化、富裕層、無申告事案への重点的取り組みについて前年同様に強調しています。



ここでも各税と共通して、帳簿データの取得を調査開始前に行い検討するよう指示し、「検査忌避等事案調査票」の速やかな提出を指示しています。

法人課税部門

最後は法人課税について当センター専務理事でもある八代 司会員（写真下）が報告。

法人課税部門は事務運営「3つの柱」を掲げ1番に「調査の重点化」－必要度の高い法人、2番に「データ活用」－帳簿データの取得、モバイルPCの活用、3番に「人材育成」－若手



職員にチャレンジ精神、主体性、チームワークを醸成。としています。ここでも「臨場前後に限らず帳簿等データの取得」を指示して（次ページへ）

(前ページから)

おり、納税者への強引な了承取り付けも予想され極めて問題です。

報告の後、質疑討論が行われ3時間半にわたる「公開講座」の幕を閉じました。

講演・投稿・交流

10/22 神奈川税経新人会

11/01 大阪TCフォーラム

12/01 千葉税経新人会

今後の予定

これは予定です。多少の変更の可能性があります。

第120回権利研究会

日時・2026年2月7日(土)

会場・税財政研究センター事務所

テーマ ①確定申告(誤りやすい事例)

②税制改正

第72回「公開講座」

日時・2026年6月15日(月)

会場・全水道会館(水道橋駅)

テーマ・税制改正

税務調査

第2回理事会

日時・2026年1月21日(水)



(鳥海山)

本年度の事務運営方針(統括官会議資料)を開示請求したところ、各税共に、前年度以前と大きく変化している◆①は、確定申告事務関連で納税者サービスにかかる部分(従来は開示)と、調査関連では基準値や目標値はほとんど非開示となっており、全体として大幅に非開示部分が拡大されている。②は、令和6年度の調査実績の増差所得金額の表示とその前年対比等は削除され追徴税額のみ表示とその対比・評価になっている。③は、若手職員の育成について経験年数ごとに対応策が講じられおり、質問応答記録書の作成、無予生品調査を複数件経験、少額でも重加算税の賦課、特官事案の経験等を指示している。④は令和8年6月以降のGSS及びKSK2導入を見据えて、本事務年度中に複数件現在のモバイルPCを活用し新しい調査手法を経験させる。⑤広域運営を強化するため機動性を担う専門職の増設・増員が急増しており、事務運営においては人事異動時にも職員を休ませず、複数件の調査予約を指示している。

◆このように、税務当局は確定申告時の来署者数の制限をはじめ、内部事務のセンター化等により納税者サービスを極力削減し、その「余剰人員」を調査・徴収事務に駆り立てる方針が明確に打出されている。また、若手職員の教育については、実態としては質問検査の基本的な習得より、強権的調査手法を強調する事例が多く将来的にはさらに納税者の権利侵害が危惧される◆今年の上半期の調査ではモバイルPCを活用した新しい調査技法は料調事案ではすでに採用され、臨場時に持参したPCで質問応答記録書を作成したり、反面調査事績内容が表示され、その場で申告内容と照合可能になっている◆本年全署に本格導入されれば、納税者側の対応が厳しいものになることが予想される。

(K・M)

ザ・コラム